

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



# 絆ネットワークのイメージ

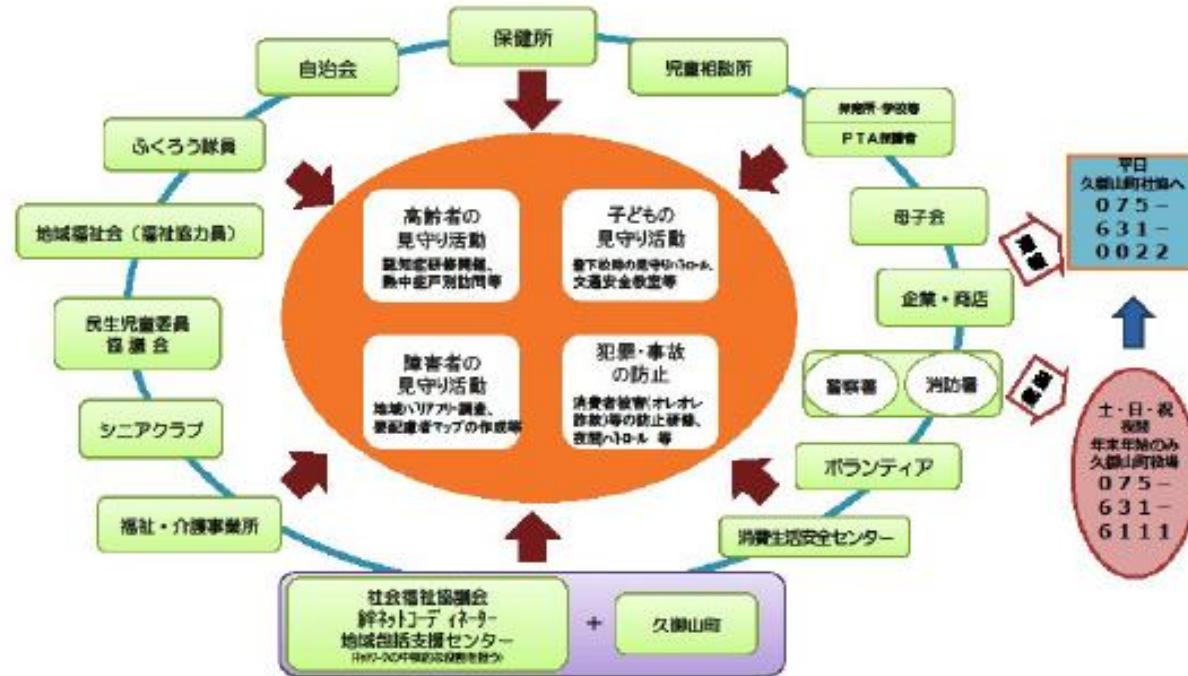
～地域で地域を見守るシステムの構築～



進め方

## 絆ネット等実施事例

### 久御山町



いった課題に対し、UR 都市機構に絆ネット事業への協力を依頼、協議を進め、関連会社の現地担当職員等と直接相談ができる関係を構築しています。

久御山町社協では、見守りボランティア「ふくろう隊」や 118 社もの見守り協力事業所等から気になる方の連絡や相談を受けたときに、地域包括支援センターや民生児童委員と連携し早期対応を図っています。特に、生活困窮者世帯や孤立死の増加と



## 向日市



向日市社協では、民生児童委員有志と協力し、東向日地域の商店・事業所に働きかけ、高齢者が地域で安心して暮らせるようにと地域力向上の取組みを推進しています。地域支えあいに参加する事業所や関係機関の顔が見える関係づくりができ、地域で声を掛けあい、それぞれが地域貢献の一環として協力し合い、さまざまな活動を展開しています。

- ①地域支えあいワークショップ ②認知症声掛け訓練 ③イベントや学習会を開催など

## 精華町



精華町では、20 の自治会単位で小地域福祉委員会を実施し、見守り活動を中心とした取組を展開しており、平成 29 年度は、活動実践者の交流会、情報共有を目的とした小学校校区ごとの校区別連絡会の設置検討を行いました。今後は、段階的に実践者同士が相談し合えるネットワーク構築を進めます。

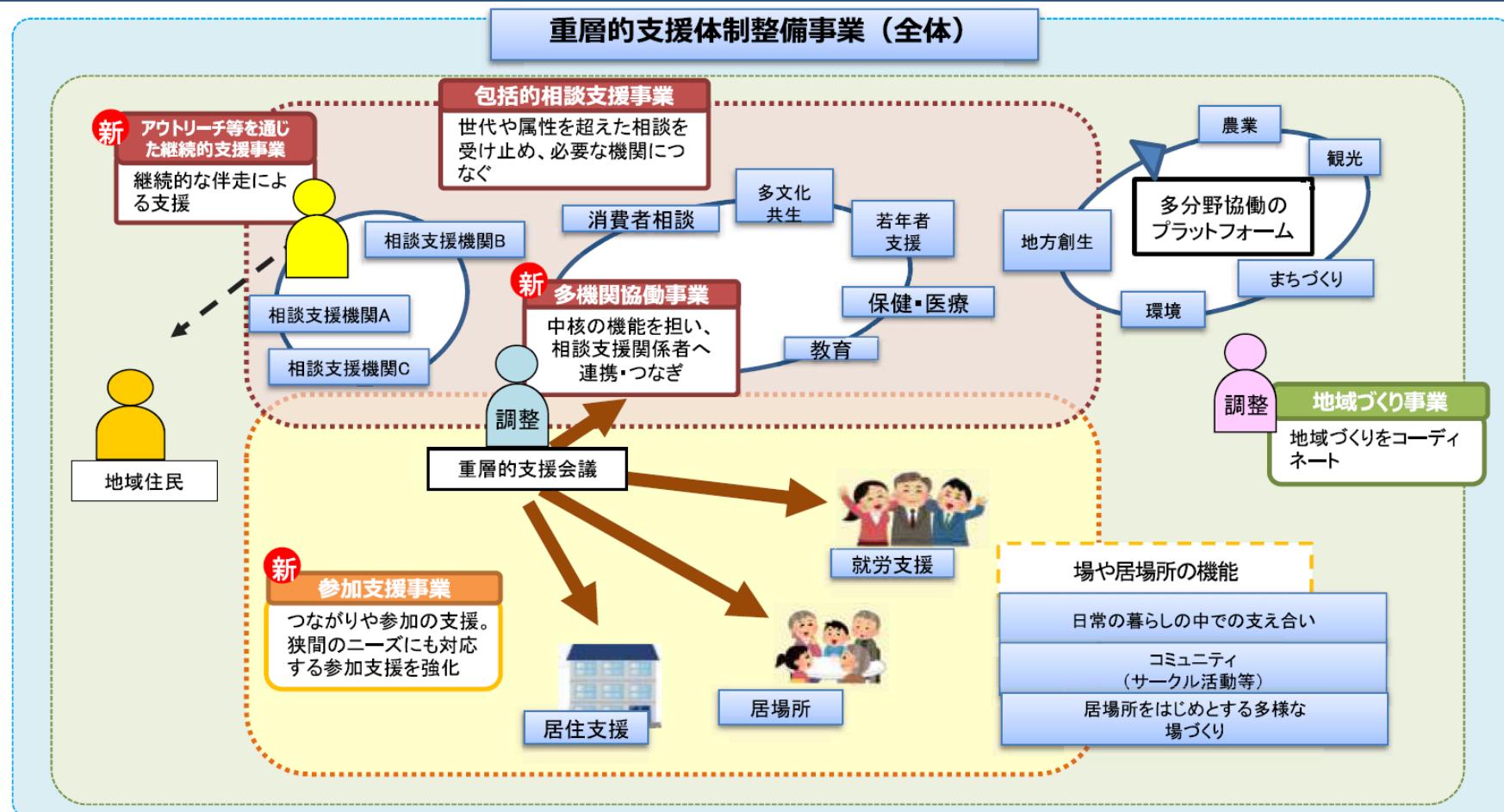
## 八幡市

八幡市社協では、各地区（自治会圏域）において、各地域活動団体が地域の課題について協議・取り組む談活（座談会）を推進し、専門職と連携し地域における見守り・支え合い活動等を展開しています。また、各地区の取組は絆ネット地域懇談会において共有され、分野横断的な支援体制の構築を目指しています。

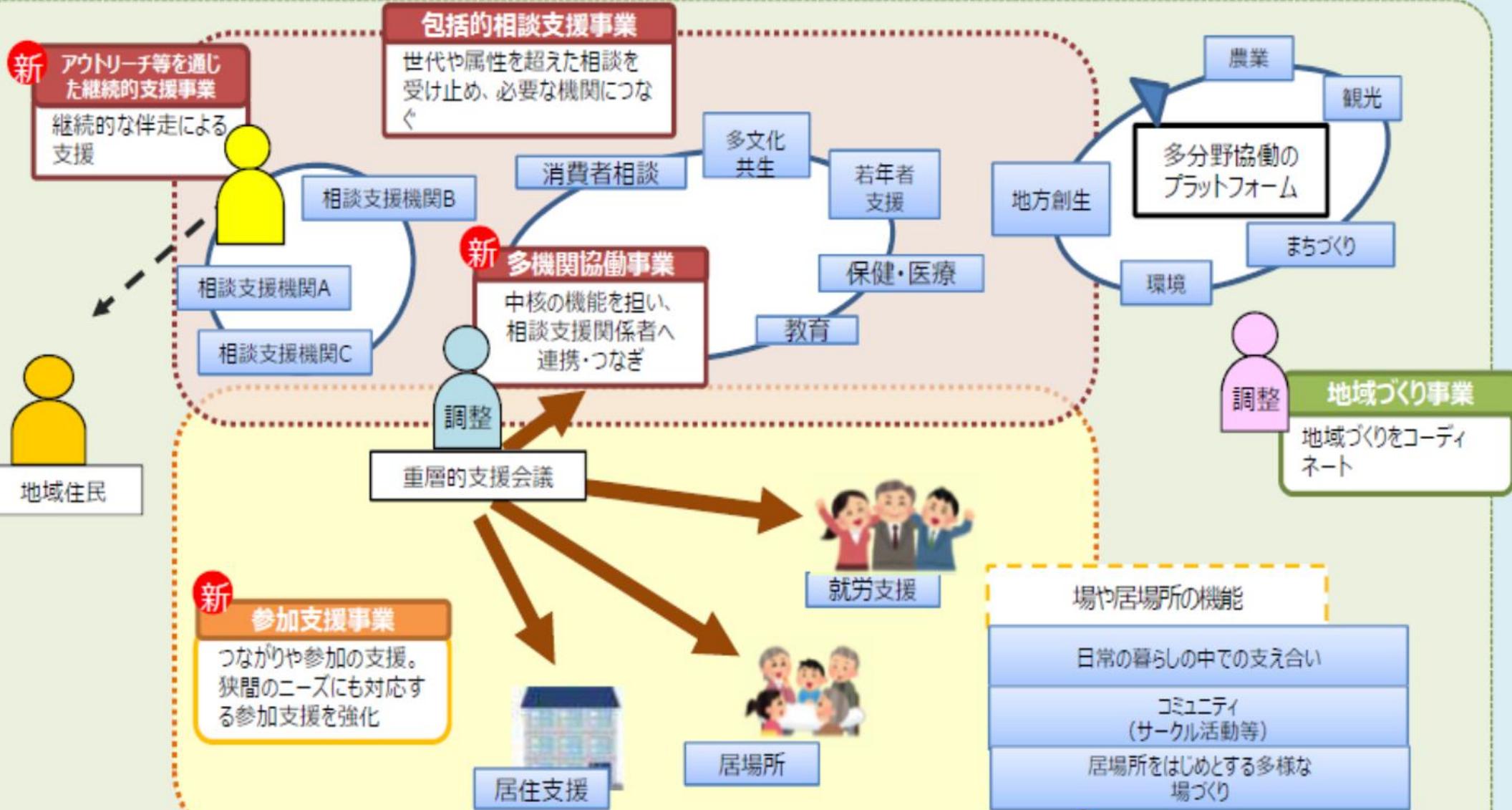


# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



# 重層的支援体制整備事業（全体）



# 重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

## 重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業（I～IIIの支援を一體的に実施）

### I 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

### II 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとて実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施
- （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態はないが、子がひきこもりであるなど
- （※2）就労支援、見守り等居住支援 など

### III 地域づくり事業

- 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
  - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
  - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

## 重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4 第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

- ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
- ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	二		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	二		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。